

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会  
 わんこ広場売店等設置運営要綱

1 目的

この要綱は、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の開催にあたり、来県の選手・監督をはじめとする大会参加者を県民総参加で歓迎し、飲食や休憩などの利便性を向上させるとともに、「おもてなしの心」「復興支援への感謝」を伝える場として希望郷いわて国体・希望郷いわて大会実行委員会（以下「県委員会」という。）が設置する売店等について、必要な事項を定める。

2 設置場所及び期間

(1) わんこ広場

開設位置	設置期間（運営日）		
	国体本大会 総合開会式 10/1(土)	国体本大会 総合閉会式 10/11(火)	大会期間 10/22(土)～ 10/24(月)
北上総合運動公園第2運動場 (北上市)	○	○	○

(2) ドリンク売店

開設位置	設置期間（運営日）		
	国体本大会 総合開会式 10/1(土)	国体本大会 総合閉会式 10/11(火)	大会開会式 10/22(土)
北上総合運動公園陸上競技場内外の 指定場所（北上市）	○	○	○

(3) 希望郷いわて大会各競技会場

開設位置（競技会場名）	設置期間（運営日）		
	大会期間		
	10/22(土)	10/23(日)	10/24(月)
盛岡市立総合プール (水泳/盛岡市)	○	○	○
岩手県営運動公園 (フライングディスク、グラウンドソフトボール/盛岡市)	○	○	○
ビッグハウススーパーレーン (ボウリング/盛岡市)	○	○	
盛岡南公園球技場 (サッカー/盛岡市)	○	○	○
雫石町総合運動公園陸上競技場 (アーチェリー/雫石町)	○	○	
石鳥谷ふれあい運動公園 (ソフトボール、フットベースボール/花巻市)	○	○	○
花巻市総合体育館 (バレーボール/花巻市)	○	○	○

奥州市総合体育館 (卓球／奥州市)	○	○	○
一関市総合体育館 (バスケットボール、車椅子バスケットボール／一関市)	○	○	○

### 3 開催時間及び出店時間

売店等の開設時間は、原則、午前9時から午後5時までとする。ただし、県委員会は必要に応じ、開設時間を変更することができるものとする。

### 4 取扱商品・サービス

売店等で取り扱う商品及びサービスは以下の範囲内とする。

- (1) 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会関連グッズ（県委員会の承認を受けているもの）
- (2) 岩手県内各地域の魅力を発信する食品・飲料
  - ア 簡易な調理を行う食品・飲料（調理する食品はあらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等で下処理をされたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること）
  - イ 調理加工を行わない食品・飲料（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、同法に基づく適正な表示がなされているものであること）
- (3) 岩手県内各地域の魅力を発信する特産品・土産品
- (4) スポーツ用品
- (5) 宅配
- (6) 記念切手・記念硬貨等
- (7) オフィシャルスポンサーの製品及びサービス
- (8) 日本体育協会及び日本体育協会パートナーの製品及びサービス
- (9) 希望郷いわて大会特別協賛企業の製品及びサービス
- (10) 岩手県政及び県内各市町村政PR（ただし、岩手県内及び岩手県内市町村の魅力を発信するものに限る。）
- (11) 岩手県内の障がい者福祉団体、特別支援学校、障がい者福祉サービス事業所等の製品及び活動PR
- (12) その他県実行委員会が必要と認めるもの

### 5 出店者の条件

出店者は次のすべての条件を満たす者とする。なお、売店等の運営は、岩手県暴力団排除条例（平成23年3月16日岩手県条例第35号）の主旨に従い、実施することとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 県内に店舗を有する者であって申請時において1年以上の営業を継続している者
  - イ 4（1）を製造または販売している者
  - ウ 4（2）から（4）及び(11)については、県委員会が斡旋を依頼した団体の推薦を受けた者
  - エ いわて国体・いわて大会オフィシャルスポンサー
  - オ 日本体育協会及び日本体育協会パートナー

カ いわて大会特別協賛企業

キ 行政関係

ク 県内の福祉施設

ケ 県内の学校

(2) 出店申請書の提出日時点において県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(3) 申請日から起算して過去1年以内に、関係法令等の違反による処分を受けていないこと。

(4) 以下の項目に該当していないこと。

ア 出店を申請する者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）と認められる場合

イ 出店を申請する者が、反社会的勢力を従業員等として使用し、または雇用していると認められる場合

ウ 出店を申請する者が、反社会的勢力にみかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、金品を提供していると認められる場合

エ 出店を申請する者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(5) 原則として、各設置期間を通して出店できること。

## 6 食品を販売する出店者の条件

食品を販売する出店者については、5にあわせて、以下の条件を満たすものとする。なお、食品を販売する売店の出店者の選定については、設置場所を所管する保健所等と十分に調整を行うものとする。

(1) 食品衛生関係法令に基づく臨時営業許可及び岩手県食品衛生法施行条例（平成12年3月28日岩手県条例第30号）により許可等を必要とする営業にあつては、当該許可を受け、又は届出を行っていること。

(2) 申請日から起算して過去1年間食中毒発生等による行政処分歴がないこと。

## 7 売店等の設置備品及び出店料

(1) 売店等の1小間あたりの設備備品等は次のとおりとし、県委員会が準備する。ただし、特殊小間（ケータリングカーブース、麺類提供ブース、ドリンク売店ブース等）および希望郷いわて大会各競技会場における設備備品等の基準は別に定める。

ア テント（間口5.4m×奥行3.6m） 1/2張分

イ 長机（450×1800） 4本

ウ パイプイス 4脚

エ 電源 2口コンセント1個（100V・使用電力1.5kw以内）

オ 吊看板 1枚

カ 給排水設備 会場内に共用設備として設置

(2) 物品の販売及びサービス等の有償提供を行う出店者は、県委員会に出店料を納入しなければならない

ない。なお、出店料は以下の通りとする。

出店料 1日1小間あたり2,500円<sup>\*1</sup><sup>\*2</sup>

※1 上記の出店料には電源1.5kwまでの使用料を含むものとし、これを超える電気使用については1.5kwごとに1,000円を追加で徴収する。なお、上限は4.5kwまでとする。

※2 2小間以上の出店料は、上記出店料×小間数とする。

(3) 以下に該当する者は出店料を免除することができる。

ア 行政機関

イ 県内の障がい者福祉団体、障がい福祉サービス事業所

ウ 県内の学校

エ 日本体育協会

オ 希望郷いわて大会特別協賛企業

カ その他県委員会が特に認めた者

(4) 国体パートナー及びオフィシャルスポンサーは、(2)の規定に関わらず、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会企業協賛制度に基づく特典として、2小間を上限に、出店料を納付することなく出店することができる。

(5) 荒天その他特別な事情により、設置期間中の全部または一部について売店等の営業を行うことができなかつた場合、県委員会は、出店料の全部または一部を返還するものとする。

(6) 売店等の運営に要する経費は、出店者が負担するものとする。

## 8 出店申請及び出店の許可、許可の取消し等

(1) 出店希望者は、売店等出店許可申請書(様式第1号)に次の関係書類を添えて、県委員会に提出しなければならない。申請時期、方法等については別に定める。

ア 出店申請者の概要及び出店計画書(別紙1)

イ 持込機器等調査票(別紙2)

ウ 誓約書兼承諾書(別紙3)

エ 営業許可証の写しまたは所管保健所等の収受印が押印された営業許可申請書の写し

オ 売店従事予定者全員の本人確認書類(顔写真付きの免許証、パスポートなど)の写し

カ 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証する証明書

(2) 県委員会は、本要綱に基づき、営業経験や出店実績等を考慮し、出店が適当であると認められた者を出店者として選定する。この際、県委員会は出店を申請する者またはその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとする。

(3) 県委員会は出店を許可する際、物品の販売及びサービス等の有償提供を行う者のうち6(3)に該当しない者に対して出店料納入通知書(様式第2号)を送付し、納期限までに県委員会が指定する方法で出店料を納入した者に限り、出店を許可するものとする。なお、出店料納入後、出店者自身の事情で出店を取りやめる場合、出店者は県委員会に対してその旨を文書で通知することとし、この際、出店料の返還を求めることはできないものとする。

(4) 県委員会は、出店を許可したときには、売店等出店許可証(様式第3号)を当該出店申請者に交付するものとする。

- (5) 出店を許可しないときは、当該申請者に対して、その旨を文書にて通知するものとする。
- (6) 県委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店等出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は県委員会に対して損害賠償を請求することができないものとする。
  - ア 関係法令及び本要綱に違反したとき
  - イ 売店等出店許可を受けた者が、虚偽の申請により許可を得たことが判明したとき
  - ウ 保健所からの指示があったとき
  - エ その他県委員会の指示に従わない場合等、県委員会が売店等の管理運営において不相当と認めるとき

## 9 保健所への届出

- (1) 食品を販売する出店者は、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会食品衛生対策実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき検便検査を受け、その結果の写しを県委員会に提出するものとする。
- (2) 県委員会は、食品を販売する出店者に対し出店を許可した時は、実施要領に定める必要な計画書及び検便検査の結果の写しを所管の保健所に提出するものとする。

## 10 出店の場所

出店の場所は県委員会が指定するものとする。

## 11 設置基準

- (1) 食品を販売する売店
  - ア 現場で簡易な調理を行う場合は、所管の保健所等の基準に従い、出店者の負担で、蛇口付きポリタンク等で手洗い設備を設置すること。
  - イ 食品衛生関係法令等の基準に従い、陳列、保管又は冷蔵設備が十分であり、かつ容器包装等により汚染防止の措置がなされていること。
  - ウ 廃棄物容器は、有蓋の耐久性材料のものを備え、常に清潔にしておくこと。
  - エ その他食品衛生関係法令等に規定する施設基準に適合していること。
- (2) その他の売店
  - 取扱商品について、商品の内容が明瞭に識別できるよう、売店の規模に応じ陳列設備を設けること。

## 12 管理責任

売店等における販売品、販売備品及び金銭の管理は、営業時間に関わらず出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、県委員会は一切その責任を負わないものとする。

## 13 禁止事項

出店者及び従業員は、県委員会が特に認めた場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡、若しくは転貸することまたは売店の管理運営を委任すること。
- (2) 火気を使用すること。

- (3) 商品を不当な価格で販売すること。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (5) 拡声器または音響器具類を使用すること。
- (6) 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会開・閉会式等会場管理要綱に定める持込禁止物を持ち込み、または、同要綱で定める禁止行為を行うこと。ただし、県委員会が特に認めた場合を除く。
- (7) アルコール飲料を販売（試飲を含む。）すること。ただし、特産品・土産品等として県委員会が認めた場合は除く。
- (8) 危険物を販売すること。
- (9) 許可された商品以外のものを販売すること。
- (10) その他、運営に支障を及ぼす行為をすること。

#### 14 出店者及び従業員の遵守事項

出店者及び従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 県委員会が開催する出店者説明会に出席すること。
- (2) 売店出店許可証を店頭の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 搬出入に使用する車両は、別途交付される通行許可証を指示された位置に掲げること。
- (4) 従業員は県委員会が発行するIDカード等を着用し、服装は清潔なものを着用すること。
- (5) 県委員会が別に定める売店等の設置、撤去及び荷物の搬入、搬出の時期に従うこと。商品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障のないよう、必ず定められた時間内に行うこと。
- (6) 接客にあたっては、おもてなしの心と復興支援への感謝の気持ちをもって対応し、来場者に不快感を与えないよう親切丁寧を心がけること。
- (7) 売店の装飾は、地域の魅力や復興支援への感謝を伝える旗類、小物類や、販売品等を表示する看板を主体とし、宣伝広告用のビラその他の掲示物は掲示しないこと。
- (8) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (9) 各売店の清掃は、各出店者が責任をもって行うこと。また売店にゴミ箱を設置し、排出したゴミ（提供した飲食品の使い捨て容器を含む）は各出店者が持ち帰り処理すること。
- (10) 県委員会が認めた火気を使用する売店にあつては、消火器等の設置による防災対策を講ずること。
- (11) 弁当類を販売する売店にあつては、保冷蔵庫による保冷措置を講ずること。
- (12) 食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、当該区域を管轄する保健所の食品衛生監視員の指導に従うこと。
- (13) 県委員会が許可した機器以外は使用しないこと。
- (14) 天候の悪化等の事情により、県委員会がやむを得ず危険回避の為に撤去命令を出した場合はその指示に従うこと。
- (15) 出店申請後に従業員の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに訂正後の書面に変更後の従業員の本人確認書類を添えて県委員会へ提出すること。
- (16) 売店等の出店に関しては、本要綱のほか、関係法令及び県委員会が制定する関係要綱等を遵守すること。
- (17) その他、売店監督員及び施設管理者の指示に従うこと。

## 15 売店監督員及び売店責任者

### (1) 売店監督員

ア 県委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。

イ 売店監督員は、現地を巡回し、売店の管理運営について指導するものとする。

### (2) 売店責任者

ア 出店者は、当該従業員の内から売店責任者を定め、営業時間内は現場に常駐させるものとする。

イ 売店責任者は、当該売店等の管理運営について従業員を指導し、販売等が適正に行われるよう努めるものとする。特に食品を販売する売店にあたっては、衛生管理に十分配慮するものとする。

ウ 売店責任者は、売店監督員から指示があった場合は、これに従わなければならない。

## 16 販売実績の報告

出店者は、売店における金銭の出納にかかる全ての責任を負うこととし、販売実績を県委員会に報告するものとする。

## 17 事故等の処理

売店内において事故等が発生したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告し、売店監督員は県委員会及び関係機関等に連絡するとともにその指示に従い、事故処理に当たるものとする。

## 18 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責任を負うものとする。

## 19 補填及び補償

(1) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を県委員会に請求することはできない。

(2) 出店者は天候不良（自然災害含む）など県委員会が予測できない理由により出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を県委員会に請求することはできない。

## 20 原状回復

出店者は、出店許可期間終了後、直ちに原状に復し、売店監督員の検査を受けなければならない。

## 21 その他

この要綱について疑義が生じた場合、または定めのない事項については、県委員会は、関係者と協議の上、必要な事項を定めるものとする。

## 22 実施期日

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

申請書提出日	平成 年 月 日
--------	----------

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会実行委員会  
 会長 達 増 拓 也 様

申請者住所	
商号または名称	
代表者氏名・印	

## 売店等出店許可申請書

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会における「わんこ広場」等に売店を出店したいので、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会わんこ広場売店等設置運営要綱第7の規定に基づき、下記のとおり申請します。

### 1 出店を希望する場所

希望する場所を1つ選んで、欄にチェックしてください。

- わんこ広場
- ドリンク売店
- 希望郷いわて大会各競技会場

競技会場名	
-------	--

### 2 出店を希望する期間および小間数

希望する期間を選んで、希望小間数（1小間=1/2張）を書き込んでください。

なお、10/1及び10/11のわんこ広場出店希望者で、北上市開催競技期間の出店斡旋を希望する者は、欄にチェックしてください。

10月1日(土)	小間	→ <input type="checkbox"/> バドミントン競技会（10/2～5）への出店斡旋を希望する
10月11日(火)	小間	→ <input type="checkbox"/> 陸上競技会（10/7～10）への出店斡旋を希望する
10月22日(土)～24日(月)	小間	

### 3 取扱商品・サービス区分

該当する区分を1つ選んで、欄にチェックしてください。

- 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会関連グッズ
- 県内各地の魅力を発信する食品・飲料（調理あり）
- 県内各地の魅力を発信する食品・飲料（調理なし）
- 県内各地の魅力を発信する特産品・土産品
- スポーツ用品
- 記念切手・記念硬貨
- 障がい者福祉事業所等の製品・活動PR
- 宅配サービス
- 県政及び市町村政PR
- オフィシャルスポンサー／日本体育協会及び日本体育協会パートナー／希望郷いわて大会特別協賛企業の製品及びサービスPR
- その他の商品・サービス（具体的内容： \_\_\_\_\_）

### 4 推薦団体

該当するものを1つ選んで、欄にチェックしてください。

- 推薦を受けた団体はない。
- 広域振興局（部署名： \_\_\_\_\_）
- 競技会場地市町（市町村名： \_\_\_\_\_）
- 経済団体・業界団体（団体名： \_\_\_\_\_）

### 5 添付書類

添付したすべての書類の欄にチェックしてください。

- 出店申請者の概要及び出店計画書（別紙1）
- 持込機器等調査票（別紙2）
- 誓約書兼承諾書（別紙3）
- 営業許可証または営業許可申請書（收受印押印済）の写し
- 売店従事予定者全員の本人確認書類（免許証等）の写し
- 県税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証する証明書

## 出店申請者の概要及び出店計画書<sup>※1</sup>

1 出店申請者の概要	<b>(1) 商号または名称</b>				
	<b>(2) 所在地</b>				
	<b>(3) 代表者役職・氏名</b>		(役職)	(氏名)	
	<b>(4) 会社概要</b>				
	ア	営業開始年月日／従業員数	(営業開始)	年 月 日	(従業員数) 人
	イ	営業に関して取得した許可等の種類 <sup>※2</sup>	(種類)	(番号)	(取得年月日) 年 月 日
	ウ	大規模イベント等出店実績	(時期/イベント名)		
	エ	過去1年間の法令違反等処分歴の有無	(どちらかに〇印)	有	無
	オ	過去1年間の食中毒発生事故歴の有無	(どちらかに〇印)	有	無
	<b>(5) 連絡担当者連絡先</b>				
ア	支店・営業所名／住所	(支店・営業所名)	(住 所)		
イ	氏名／メールアドレス	(氏 名)	(メールアドレス)	@	
ウ	電話／FAX／携帯	(電 話)	- - (F A X)	- - (携帯) - -	

2 出店計画書等	<b>(1) 販売商品名及び販売予定数量</b>					
	品名：	数量：	品名：	数量：		
	品名：	数量：	品名：	数量：		
	品名：	数量：	品名：	数量：		
	品名：	数量：	品名：	数量：		
	品名：	数量：	品名：	数量：		
	<b>(2) 従業員名簿<sup>※3</sup></b>					
	全日程の従事者の実人員					
	従事日	売店責任者氏名	従業員氏名1	従業員氏名2	従業員氏名3	従業員氏名4
	月 日					
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
<b>(3) 使用車輛</b> (「駐車許可証」は各日1台のみ。2台目以上は「一時進入証」のみ発行。前日搬入日の取扱いは別途指示する。)						
車 種 <sup>※4</sup>	ナンバー	使用予定日(希望区分に○印) <sup>※5</sup>				
(2トントラック、大型バン、普通乗用など)	(レンタカーの場合はレンタカー予定と記入のこと)	10月1日	10月11日	10月22日～24日		
		駐車 ・ 一時	駐車 ・ 一時	駐車 ・ 一時		
		駐車 ・ 一時	駐車 ・ 一時	駐車 ・ 一時		
		駐車 ・ 一時	駐車 ・ 一時	駐車 ・ 一時		
		駐車 ・ 一時	駐車 ・ 一時	駐車 ・ 一時		

**(注意事項)**

- ※1 記入欄が足りない場合は、適宜欄を増やすか、別紙に記入して添付して下さい。
- ※2 営業に関して取得済みの許可証があればその写しを、申請中の場合は取受印押印済の申請書の写しを添付して下さい。
- ※3 従業員名簿記載者全員の本人確認書類の写し(運転免許証、パスポートなど顔写真付きのもの)を添付して下さい。
- ※4 車種は詳細に記入して下さい(2トロング、ハイエーススーパーロング、タウンエースバン、プロボックス等)。正確な駐車枠把握に協力願います。
- ※5 搬入搬出には別途発行する駐車許可証または一時進入証が必要となります。県実行委員会指定駐車場の駐車許可証は原則として1者1台分までとなります。



(別紙3)

## 誓約書兼承諾書

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会におけるわんこ広場等への売店等出店申請にあたり、以下の項目について相違ないことを誓約します。また、誓約内容の確認のため、県委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 出店にあたり、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会わんこ広場売店等設置運営要綱その他関係規定を遵守すること。
- 2 売店出店申請にあたり、申請日から起算して過去1年以内に関係法令等の違反による処分を受けていないこと。
- 3 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。）、または、反社会的勢力がその事業活動等を支配するものでないこと。
- 4 反社会的勢力を従業員等として使用していないこと。
- 5 反社会的勢力にみかじめ料等の名目の如何を問わず、金品を提供していないこと。
- 6 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 7 出店を許可した後、上記事項と異なることが判明し出店許可を取り消されても、県委員会に異議を申し立てないこと。また、県委員会に対する損害賠償を請求しないこと。

平成 年 月 日

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会実行委員会  
会長 達 増 拓 也 様

申請者住所 \_\_\_\_\_

商号または名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名・印 \_\_\_\_\_ 印

様

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会実行委員会  
会長 達 増 拓 也

### 売店等出店料納入通知書

平成 年 月 日付で申請のあった希望郷いわて国体・希望郷いわて大会におけるわんこ  
広場等への売店の出店について、審査の結果、下記のとおり内定しましたので通知します。

つきましては、納期限までに、出店料を納入して下さい。

なお、売店等出店許可書は、出店料の納付確認後に交付します。

記

金額（出店料）	金 円
出店許可会場	
出店期間	
出店小間数	小間
納期限	平成 年 月 日（ ）
振込先口座	銀行 支店 普通
振込手数料	納入者負担によりお願いします。

希い実第 - 号

売店等出店許可証

様

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会におけるわんこ広  
場等への売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

出店許可会場	
出店期間	
出店小間数	小間
許可品目	
遵守事項	1 本許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。 2 出店にあたっては、関係法令及び希望郷いわて国体・ 希望郷いわて大会売店等設置運営要綱を遵守すること。 3 おもてなしの心と復興支援への感謝の気持ちをもって お客様に接すること。
その他	出店場所、駐車許可証等については、別途通知します。



平成 年 月 日

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会 達増 拓也  
実行委員会 会長